

広島県告示第九百号

平成十六年広島県告示第千三百七十八号（広島県行政手続等における情報通信の技術の利
用に関する条例の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うこと
ができる手続等）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

表中

広島県広島西飛行場条例施行規則（平成五年広島県
規則第七十八号）

第九条第一項及び第十条第一項

を削

る。